令和７年１月２１日

全員協議会資料

地域環境部　環境対策室

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の進捗状況について

・関係法令等の動向（広域化に関わる動向）
・位置づけの整理（構成市町村におけるごみ処理施設の変遷）
・構成市町村の基礎情報
・本構想における分別区分案ー分別区分及び処理対象物
・広域化メニューの抽出－ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討
・基本構想策定のスケジュール

関係法令等の動向（広域化に関わる動向）

ごみ処理広域化とは：複数の市町村が共同でごみ処理を行うこと

国や府・県の動向：持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について

➡ 持続可能な適正処理の確保、気候変動対策、資源循環の強化、災害対策の強化、地域への多面的価値の創出が必要であるため、広域化を推進

構成市町村の動向：4市町村で広域化の議論を進めており、令和6年度にごみ処理広域化検討協議会を立ち上げた

➡ ごみ処理広域化基本構想検討委員会を通じて基本構想を策定（関連する法律や計画に留意）

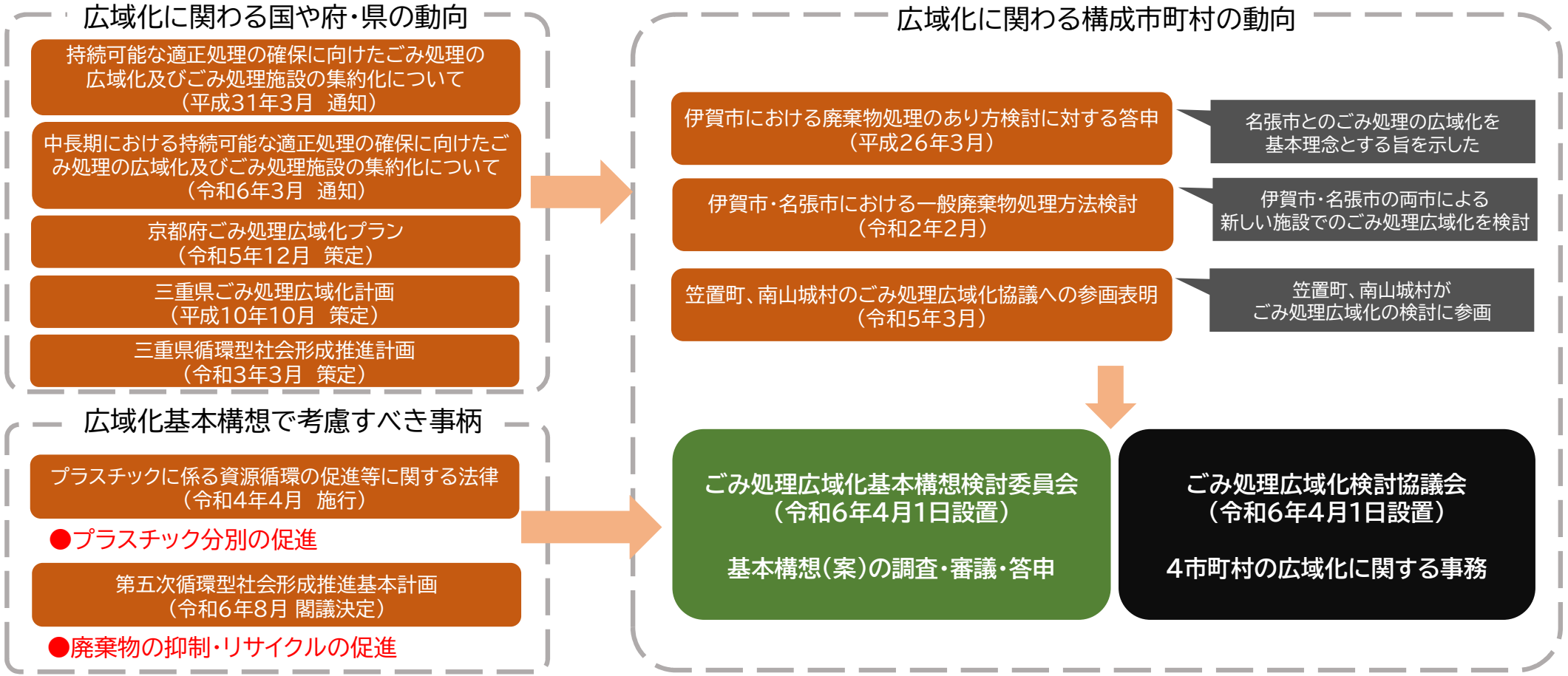

位置づけの整理（構成市町村におけるごみ処理施設の変遷）

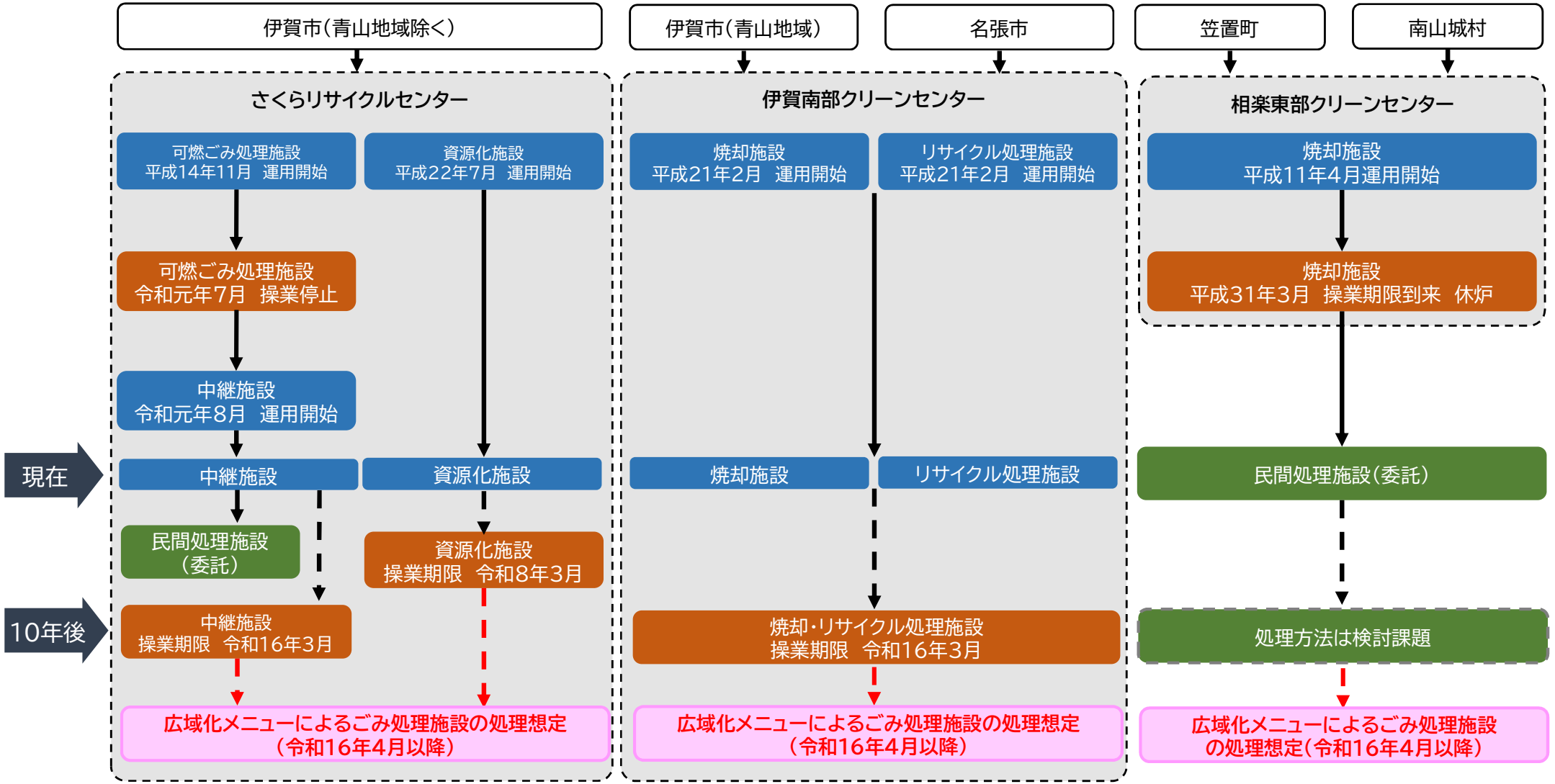

伊賀市、名張市のごみ処理施設の**操業期限は、令和16年3月**であり、笠置町及び南山城村に関しては**すでに自区内処理ができていない**

➡ 令和16年3月には**4市町村全て、自ら処理できる施設がなくなる**

施設整備をするとした場合、単独の施設整備では、ごみの安定的な処理を継続することは困難が予想される

➡ 4市町村による**広域化の検討**を行う（広域化メニューによるごみ処理施設の処理を想定）

構成市町村の基礎情報

市町村別将来人口

	単位	実績	将来			
		令和5年度	令和10年度	令和16年度	令和21年度	令和27年度
伊賀市	人	85,340	76,992	70,771	67,168	63,741
名張市	人	74,780	73,091	71,064	69,375	66,710
笠置町	人	1,108	1,057	967	900	831
南山城村	人	2,425	2,153	1,893	1,676	1,417
構成市町村全体	人	163,653	153,293	144,695	139,119	132,699

●将来人口は、市町村ごとに定めた、まち・ひと・創生法に基づく、人口ビジョンの値を基に令和5年度人口実績に合うように補正し、設定しました。

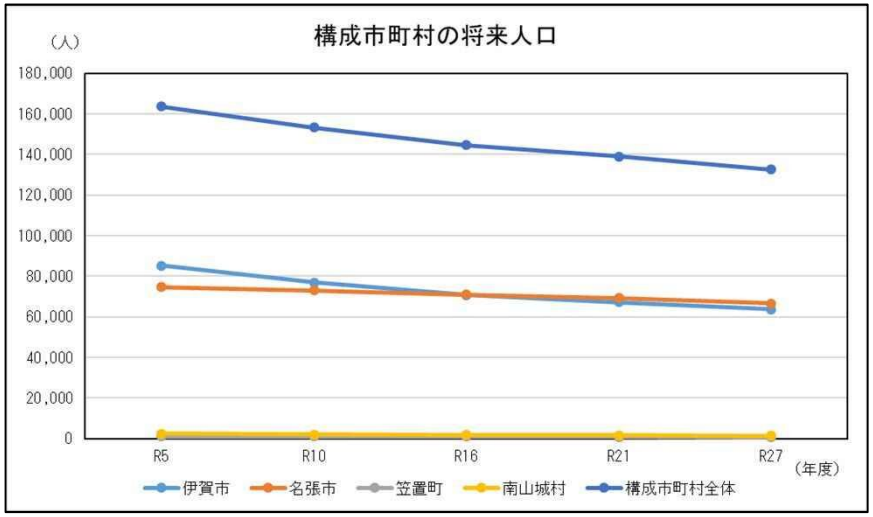

市町村別ごみ排出量の実績【R1～R5】
（生活系と事業系を合わせたごみ排出量の合計）

	単位	実績				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
伊賀市	t/年	26,088	25,803	25,437	24,757	23,770
名張市	t/年	20,965	20,980	20,360	19,848	19,023
笠置町	t/年	475	481	456	439	406
南山城村	t/年	657	660	630	605	587
構成市町村全体	t/年	48,185	47,924	46,883	45,649	43,786
1人1日平均排出量	g/人･日	763.8	770.9	764.6	754.6	731.0
全国値※	g/人･日	918.0	901.0	890.0	880.0	

※環境省　一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和4年度）について

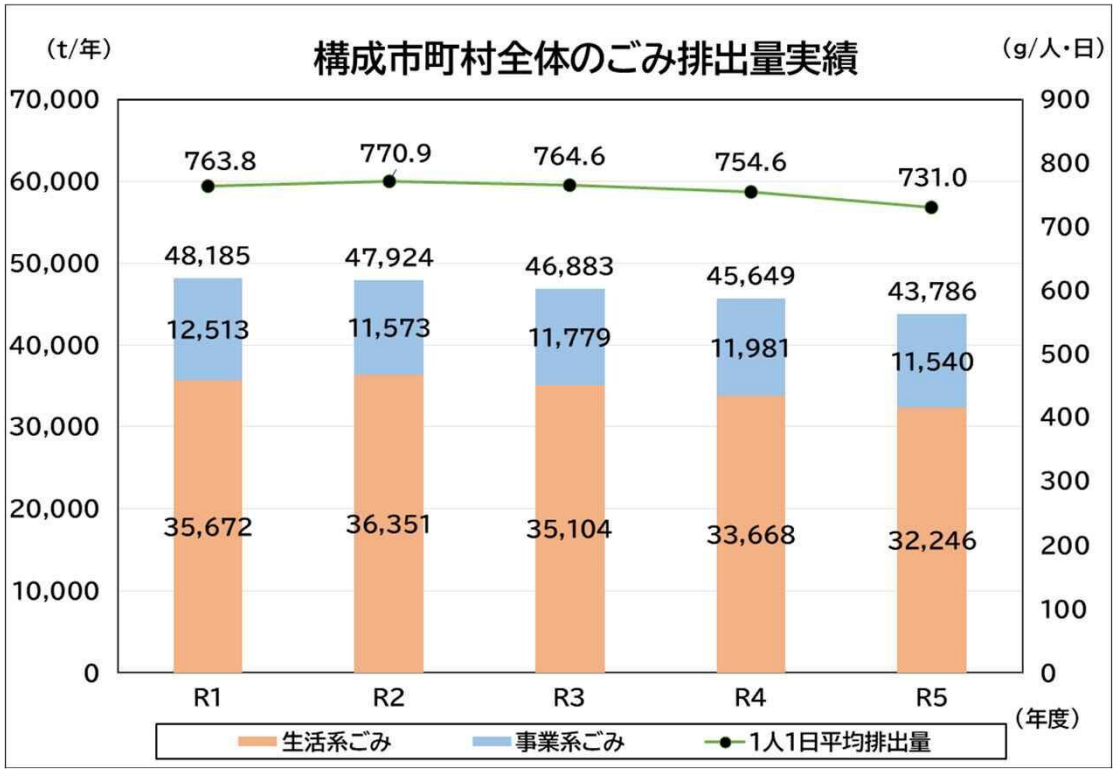

分別区分案の設定

分別区分及び処理対象物が異なり、それらが将来的な広域処理を行う際の施設規模や概算事業費を算定する前提条件となることから、分別区分及び処理対象物について統一等を検討した。

分別区分現状どおり
・分別区分を変更しなかった場合

【特徴】
・プラスチックを分別しないため国の方針に反している。
・交付金の活用が不可となる。

処理対象物（可燃・不燃）の組成を統一
・処理対象物（可燃・不燃）の組成を統一した場合（プラ新法に対応）

【特徴】
・プラスチックを分別するため国の方針に則している。

時間をかけて検討する必要がある

分別区分統一（将来的に目指すところ）

	伊賀市（青山地域除く）	伊賀市（青山地域）	名張市	笠置町・南山城村
可燃ごみ	○	○	○	○
燃やさないごみ	△	○	○	△
粗大ごみ	○	○	○	○
びん類	○	○	○	○
缶類	○	○	○	○
ペットボトル	○	○	○	○
容器包装プラ	○	○	×→○	○
その他プラ	○	△→○	×→○	○
スプレー缶	△	△	○	△
体温計等	△	○	○	○
ライター	△	○	○	△
紙類	○	○	○	○
布類	○	○	○	△
廃食用油	○	○	○	×→○
小型家電	△	○	○	○
乾電池類	△	○	○	○
金属類	○	○	○	△
家電4品目	○※	○	○	○

凡例
○：分別する
（■新たな分別区分）
×：分別しない
△：その区分で分別しない（現状と同じ分別）

【特徴】
・プラスチックを分別するため国の方針に則している。

最終的には分別区分の統一を目指します

※現状でも処理をしておらず、分別区分は増加しないが、他市町村と同様の表記とした。

プラスチック分別及び処理方法の課題

伊賀市：硬質プラスチックと革製品を合わせて焼却処理をしている。
名張市：再度プラスチックの分別が必要
笠置町・南山城村：その他プラスチックと革製品を合わせて収集しているため分別が必要

広域化メニューの抽出－ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討

広域化・集約化に係る手引き（令和2年6月　環境省環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課）
中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）
（令和6年3月29日）

・6つの広域化メニューが記されている。
・現時点で採用不可となるメニューを除外し、構想で検討対象とする広域化メニューを決定する。

第1案　　第2案

区分	①組合設立	②ごみ種別処理分担	③大都市受入	④相互支援	⑤他のインフラとの連携	⑥民間活用
概要図	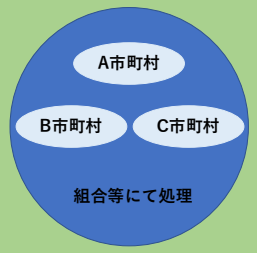	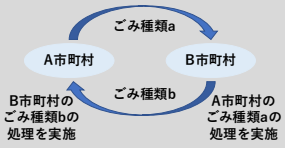	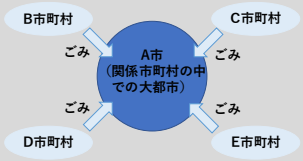	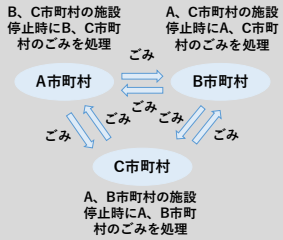	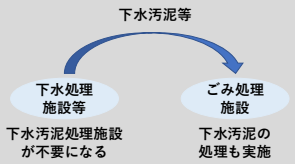	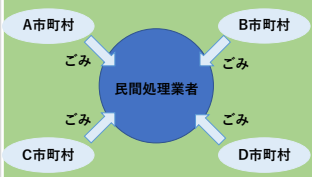
事務局案	・資材費が高騰している現状においては、事業費負担が大きくなる懸念がある。また、人口減少に伴うごみ量減少により年々施設の処理効率が低下する。しかし、実績は最も多く実現の可能性は高いため、検討対象とする。	・既存施設の活用ができないため、新たに新設する市町村の建設費負担が大きくなることから、検討対象としない。	・圏域のごみを一手に受入れ可能な大都市が構成市町村にないため、検討対象としない。	・既存の施設を活用する際に有効な方法であるが、本地域では活用可能な施設がないため、検討対象としない。	・連携を行う施設の建設を行う必要があり、構成市町村の中に新設等の計画がないため、検討対象としない。	・民間事業者が主体となるため、ごみ量変動に対して柔軟な対応が可能となる。一方、公共性の確保、廃業リスク、経営悪化、委託費高騰、資源ごみの処理は困難などの懸念はあるが、実現の可能性はあるため、検討対象とする。

基本構想策定のスケジュール

実施工程	令和6年度								令和7年度											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1　基礎調査																				
2　広域化に向けた現状分析																				
3　将来予測（ごみ量、ごみ質）																				
4　ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討																				
（1）広域化メニューの抽出																				
（2）ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニューの効果検討																				
5　広域化の検討と整理																				
（1）計画目標の設定																				
（2）ごみ処理施設の整備方針																				
施設規模の設定																				
処理方式の検討																				
施設整備概要、環境保全目標の検討																				
（3）組織運営体制（事業方式） （4）実施スケジュール （5）財政計画 （6）その他の留意事項																				
6　パブリックコメント																				
7　基本構想の整理																				
8　検討委員会等 （協議会　◈、委員会　■）				■				■	◈			■	◈	■				■	◈	
9　最終とりまとめ （最終修正・印刷製本）																				